

第11回

社内のルールブック（営業秘密管理規程）を作りましょう！

小原アドバイザー

情報漏洩の残念なケース

もし、会社の大事な情報を誰かに盗まれたとしたら、皆さんは、どうされますか？

◇近所の交番に駆け込み、当直の巡査に通報する

◇地元の警察署の防犯係の刑事さんに連絡する

◇どうしたら良いか見当もつかないので、以前ご近所とのトラブルで依頼した弁護士に相談するなどでしょうか？

不幸にも、企業情報流出事故（事件）が起きた場合には、（交番や地域の警察署ではなく）営業秘密保護対策官や専門知識を有する警察官が配置されている都道府県警察本部の生活環境課、あるいは知的財産問題に詳しい弁護士に相談してください。

弁護士相談や（全国の警察本部を管轄する）警察庁との連携がある私たちの“営業秘密110番”には、

「退職者が、我が社の重要な『営業秘密？』を持ち出し、それを使って商売をしているようだ、売上減の実害も被っているし、どうしても犯人を許せないので告訴したい。具体的にどうアクションすれば良いか？」

というような相談が、時々飛び込んできます。

しかし、じっくり落ち着いて詳細に事情を伺うと、盗まれた企業情報が、そもそも「営業秘密には該当しない」ことが7～8割で、意気込んで問い合わせをしたものの、虚しく切歯扼腕するほかない、とても残念なケースが少なくありません。

会社の重要な情報を法律で守るには

管理が不徹底な会社の情報が盗まれた場合には、単なる（一般情報の）窃盗事件の扱いとなり、差止（侵害行為をやめさせること）もできませんし、犯人の量刑もさほど重くありません。

罰金額で比較すると、不正競争防止法の営業秘密侵害罪が「3,000万円以下」なのに対し、窃盗罪は「50万円以下」で、実に二桁もの差があるのです。

会社の大事な情報を、民事措置の「差止請求」が可能で、さらに懲役を含む重い刑事罰も規定されている「不正競争防止法の営業秘密」として守るには、情報が秘密として管理されている（「秘密管理性」を満たす）必要があります。

秘密管理性とは「従業員が対象の情報に接した時に、その情報を『会社が秘密として管理していること』を、従業員に客観的に分かるようにしておく」ことです。

例えば、社長さんと専務さんだけが「とても大事な我が社の極秘ノウハウだ」と思っている情報を退職者に盗まれた時に、「その情報は、実は我が社のスゴ～く大事な虎の子技術なのだ、盗んだお前を営業秘密侵害罪で警察に突き出してやるぞ！！」というような「後出し」の措置はできません。被疑者であるその退職者が、在職していた時（＝盗む前）に「秘密と認識できるようにしておく」必要があります。

一般的に行われているのは、重要書類に「マル秘」スタンプを押したり、サーバ内に保存されている発売前の新商品情報を、限られた関係者しか見ることができぬようにID・パスワードでアクセス制限をすることなどです。

規程（ルールブック）や、情報のリスト（台帳）を作しましょう

これらのマーキング等（＝秘密の明示）を行うことは、秘密を認識させるために必須ですが、加えて、不正競争防止法の秘密管理性要件を満足する体制を維持管理するための社内ルールブック（営業秘密管理規程）を制定しておくことを強くおすすめします。

検討段階で、従業員の意見も広く取り入れながら「管理規程」を作り、朝礼・社内全体会議等でその内容（各条項の趣旨等）の周知・理解を徹底しながら、規程に則った運用をすることで、営業秘密管理が、より実効的な活動になります。書類への「マル秘」マーキングや、電子化データのアクセス制限の対象である「秘密として守るべき自社情報」のリスト化（台帳化）も、併せて行いましょう。

「何が会社の秘密か」を明確に文書化（台帳化）しておくことは、実務においてはモチロン、秘密管理性の観点からも重要です。規程や台帳は、不幸にも会社情報の流出事故が起こり、裁判や警察沙汰になった場合、「あなたの会社が、大事な情報を不正競争防止法で規定されている営業秘密としてシッカリ管理していたこと」を証明する有力かつ説得力ある証拠にもなるのです。

情報は（たとえ有力な取引先に対しても）「見せない」「教えない」「渡さない」が原則です。性善説や、根拠なき楽観論で「まあ、大丈夫だろう」と高を括っていて何の手も打たずに、（他社には決して知られたくない）あなたの会社の重要な情報が、従業員や取引先、工場見学などによって容易に外部に「ダダ漏れ」になってはいないでしょうか？

少しでも不安に思われたら、規程や台帳を整備し、大事な企業情報を「営業秘密」として全社を挙げてシッカリと守っていきましょう。

私たちの窓口サービスをご活用ください

各都道府県の知財総合支援窓口（ナビダイヤル0570-082100）、およびINPIT営業秘密110番では、営業秘密を含む知的財産に詳しいスタッフが、（推奨「ひな形」のご提供も含めた）営業秘密管理規程整備（完成まで）のフォローをいたします。費用は一切かからない公的なサービスです。

他の会社規則等と比較して、営業秘密管理規程の作成は、さほど難しくありませんし、私たちは懇切丁寧な親身の指導を心がけておりますので、事前知識がまったくない場合でも、心配ご無用です。皆様からのご連絡をお待ちしています。

記事公開：2018年 6月

会社内の秘密情報の取り扱いについてお困りごとがあれば、[営業秘密支援窓口](#)までご相談ください。

独立行政法人 工業所有権情報・研修館
知財戦略部 エキスパート支援担当
Tel：03-3581-1101（内線3823）
Mail：ip-sr01@inpit.go.jp

